

仕事と介護の両立支援について

2023年5月15日

富士電機労働組合
中央執行委員 小暮 一葉

1. 組織体制

「連合」 (日本労働組合総連合会) 約700万人

「電機連合」 (全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会) 約57万人

「富士電機グループ連合」 (富士電機グループ労働組合連合会) 12加盟組合 約13,700人

- ・ 富士電機労働組合
- ・ 富士古河E & Cユニオン
- ・ 秩父富士労働組合
- ・ FITユニオン
- ・ 富士電機パワーセミコンダクタ労働組合
- ・ 富士物流労働組合
- ・ 宝永プラスチック労働組合
- ・ 埼玉富士労働組合
- ・ 富士電機メーター労働組合
- ・ 富士電機テクニカ労働組合
- ・ 三重富士労働組合
- ・ 富士電機津軽セミコンダクタ労働組合

■ 富士電機労働組合

所在地：東京都日野市

支部数： 12支部

役員数： 本部 6名

支部 81名

組合員数：10,505名 (2022年12月末現在)

内訳： 男性 8,869名

女性 1,636名

平均年齢： 43.0歳

平均勤続年数：20.0年



2. 労使による取り組み

富士電機グループ連合「ダイバーシティ推進委員会」

- **目的**： すべての人が働きやすく、**やりがいを持って働き続けることができる職場環境の実現**を目指し、ボトムアップの視点で、職場実態やニーズ把握、あり方検討を進める
- **開催頻度**： 年間3～4回
- **メンバー**： 富士電機グループ連合加盟組合から10名、会社から1名

2013年度のダイバーシティ推進委員会において、次期のテーマとして、『高齢化が進む中で、今後介護に携わる方の増加が予想されることから、**介護支援関連の取り組みが必要**』との議論結果に至った。

2014～2015年度のテーマ

「仕事と介護の両立支援ガイドブック」の作成

2. 労使による取り組み

《仕事と介護の両立支援ガイドブックの作成》

1. ヒアリング

加盟組合執行部を対象に介護に関するヒアリングを実施

①どのような情報が必要か ②介護をしていない方も活用できる ③質問・相談に応じられる資料

2. 専門家との意見交換

メンバーは全員介護未経験だったため、専門家への取材や講演を依頼

- ・弊社の関連会社運営の「多摩あんしん館（デイサービス）」を見学し、介護現場の現状を把握
- ・東京都日野市地域包括支援センターへ取材および講演依頼

3. 電機連合のガイドラインを参考

電機連合が2015年度に策定した「介護支援ガイドライン」を参考

- I.背景・現状
- II.介護を取り巻く法律
- III.仕事と介護を両立するために（個人編）
- IV.労使で仕事と介護の両立を支援するために（組合役員編）

2015年7月6日(月)～7日(火)
神奈川県横浜市「パシフィコ横浜・国立大ホール」

第63回定期大会
総合資料(その2)

介護支援ガイドライン
～仕事と介護 両立に向けた手引き～

電機連合

2. 労使による取り組み

《仕事と介護の両立支援ガイドブック》

第1章 介護に直面する前に

- I. 誰もが介護を担う時代
- II. 介護について家族と話し合しましょう
- III. 介護の判断と相談窓口

第2章 介護が必要になったら

- I. 公的介護保険制度の仕組み
- II. 介護保険サービス利用の流れ
- III. 介護保険による主なサービス
- IV. 介護にかかる費用

第3章 仕事と介護の両立支援制度

会社の両立支援制度や共済会の概要

第4章 参考資料

- I. 介護に関するお役立ち情報
- II. 富士電機グループ内の介護支援サービス事業
- III. 介護への経済的な備え ～介護に関する保険・共済制度～



- ◆ **会社の制度や共済会の適用の可否を踏まえ3種類を作成し、2016年度に第1版を発行。**
配布にあたっては、会社の協力を得て組合員だけでなく幹部社員にも配布し幅広く周知。
- ◆ 制度改訂に伴い、2019年度に改訂版を発行。



3. その他の取り組み

■労働組合による取り組み

支部による相談対応

- ・ 制度の使い方、遠距離介護などによる相談
- ・ 会社と連携を図った対応

育児・介護支援の両立支援制度周知

育児と介護における両立支援制度を中心に周知に向けビラを作成・配布



■会社による取り組み

事業所による介護セミナーの実施

- ・ 事業所が主体となった介護セミナーの実施（組合とも連携）
- ・ ダイバーシティ推進活動のHPに介護情報を掲載
- ・ 介護支援制度のメルマガを従業員に配信（年4回）

4. 労使協議による取り組み（介護関連）

■ 闘争による取り組み

年度	改善内容
2016年闘争	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休暇、看護休暇の0.5日単位の取得を可能とする ・ 看護休暇、積立休暇（多目的休暇）の取得要件について、小学校6年生3月末まで拡大 ・ 介護、妊娠、出産、育児に関わる不利益取扱い、ハラスメント未然防止について会社窓口の周知と未然防止に向けた取り組みを継続
2017年闘争	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの導入（Location Flexible勤務制度） 在籍事業所以外で、自宅や自宅から近い事業所、要介護者の住居での勤務が可能
2018年闘争	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児、介護、家族看護、本人ケガ等に関して、年休の0.5日単位休暇取得回数の上限撤廃 ・ 在宅勤務の要件を拡充
2020年闘争	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休暇、看護休暇の時間単位取得が可能

■ 労使窓口協議による取り組み

- 秋季組織強化期間による職場会や各種アンケートで寄せられた介護に関する意見を労使窓口で共有
- Location Flexible勤務制度については、2017年度に導入されて以降拡充を重ね、2023年6月には職場からの意見やヒアリングをもとにさらなる拡充を予定

5. 会社の介護に関する両立支援制度（概要）

名称	概要
年次有給休暇（有給）	毎年4月1日に24日支給。0.5日単位取得は回数制限なし、時間単位取得は最低1時間、以降15分単位（4日分が上限）
積立休暇（有給）	1日単位で利用可能。年間6日を限度に最大30日まで積み立てが可能
短時間勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの実働時間を最低6時間（6～7.75時間）とし、36ヵ月を限度として本人が希望し、かつ会社が認めた期間（期間や短縮時間は複数回の変更が可能） ・フレックスタイム対象 ・必要に応じて全日の不就業が可能
Location Flexible 勤務制度	在宅勤務やサテライト勤務が可能
時間外労働の制限・免除	間外労働の制限または免除
介護休暇（無給）	該当する家族の人数×5日、休暇1日を時間単位に分割しての取得が可能
介護休職（無給）	対象家族1人につき通算36ヵ月を限度として本人の申し出の期間（分割取得も可能）
再雇用希望登録制度	育児・介護・配偶者の転勤・結婚を事由として退職する場合、原則5年間の再雇用希望登録が可能

6. 会社によるその他の介護支援（概要）

■富士電機共済会からの給付

名称	概要
介護休職給付金	共済会会員が介護休職した場合、無給となった休職期間に応じて、社会保険料個人負担分相当額に1.1を乗じた金額を毎年6月と12月に支給。
介護見舞金	家族の介護で発生する介護保険サービス費用の自己負担分の一部を補助。要介護3以上の認定を受けている配偶者、子、本人および配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹、孫を介護するものが対象で、2万円／四半期ごと（8万円／年）を支給。

■会社によるその他の介護支援

名称	概要
介護相談窓口	各工場・支社の総務に介護に関する相談窓口を設置
介護相談ダイヤル	介護に関する日常的な相談や介護施設の情報提供等、専門家が対応（24時間365日無料）※外部委託

7. 今後の課題

■労使による取り組み

- ・ **介護に対する更なる職場風土醸成**
制度周知や介護への理解促進
- ・ **遠距離介護への対応**
テレワークの活用促進、その他制度の拡充

■法対応が必要なもの

- ・ **介護休業中の社会保険料負担**
育児休業に合わせた対応
- ・ **介護休業期間の拡充**
期間（93日間）の拡充（グループ加盟組合企業への波及効果）